

第4回 飯山市第8期介護保険運営協議会事業計画策定委員会議事録

令和3年1月29日(金)午後3:30～
市役所4階 全員協議会室

課長 皆様お忙しい中、又雪の降る中、お集まりいただきましてありがとうございます。
定刻となりましたので、これより第4回飯山市第8期介護保険運営協議会を開催させていただきます。
最初に、協議会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 それでは、第4回の介護保険の運営協議会ということで、委員の皆様にはご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。
今回は、第4回となりますので、前回それぞれ委員さんから出されたご意見、なお、パブリックコメントも市の方で実施してございますので、寄せられたご意見を基に、今日の協議会を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

課長 続きまして、民生部長より、ご挨拶させていただきます。

民生部長 皆さん、大変お忙しいところ、ありがとうございます。民生部長の湯本でございます。よろしくをお願いいたします。
日頃より、委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めつつ、それぞれのお立場で、市民の福祉向上にご尽力を賜り、大変ありがとうございます。
コロナの北信圏域での感染状況ですが、11月には50名を超え、12月には100名を超える感染者が確認されておりました。1月に入りまして、若干減っておりますが、まだ今月も17名の方の感染が確認されているところでございます。
委員の皆様には、引き続き感染拡大防止にご協力の程をお願い申し上げたいと考えております。
さて、会長の方からお話のありました、飯山市老人福祉計画、第8期介護保険事業計画の案でございますが、市民の皆様の方に1ヶ月ほどパブリックコメントを行わせさせていただきました。議会にも報告させて頂くなどする中で、様々なご意見を頂戴したところでございます。本日は、頂いたご意見について事務局で検討させて頂いたものを、本日の会議資料とさせて頂いております。よろしくご協議をお願いしたいと思います。
また、委員の皆様本日ご意見を頂戴する中で、この計画をまとめ上げられればと思っておりますので、よろしくご協議の程お願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

課長 それではこれより、協議事項に入ります。議事進行につきましては、協議会長よりよろしくお願い致します。

会長 それでは早速協議事項に入りたいと思います。
第8期介護保険事業計画策定について
① 老人福祉計画及び介護保険事業計画の修正・追加箇所について
委員から寄せられた意見について 併せて、パブリックコメントに寄せられた意見について事務局ご説明をお願いします。

事務局

高齢者介護保険係長の飯澤でございます。説明させていただきます。以下、着座で失礼いたします。

お手元の会議資料になりますが、①老人福祉計画及び介護保険事業計画の修正・追加箇所ということですが、前回の運営協議会を11月27日に開催いたしました時に皆様に今回の介護保険事業計画の原案となる冊子をお示しさせて頂いております。お手元に冊子がございますけれども、その中で、委員さんに対し、ご意見がございましたら、お寄せくださいという通知を送らせて頂きました。それにより寄せられた意見が、1枚資料をめくって頂きました次のページから資料として、載せさせて頂いております。

内容ですが、会議のレジュメとは別に事業計画の趣旨という風にまとめた別の綴がございます。そちらの方に、ご意見のあったページについて、別にまとめさせて頂きましたのでそれに沿って、説明させていただきます。

まず、1ページ目の計画策定の趣旨について「行政等による福祉事業に必要な様々な制度の連携が必要です」という部分を「行政等による福祉事業など様々な制度の連携が必要です。」と訂正してはいかがか。というご意見を頂きました。この部分につきましては、1ページ中ほどに、赤字でご指摘のとおり、直した部分がございます。今回、ご意見等頂いて、訂正した部分を赤字で示してございます。

ご指摘の部分につきましては、ややわかりにくかったということで、訂正させて頂きたいと考えております。

もう一つ、「地域の様々な活動と協働して」とあるのを「地域資源と協働して」と直したらいかがかのご意見もいただきました。意味としては同じかと思われますので、現状の記述のままご了解いただければと考えました。

2番目、5ページでございます。こちら「団塊の世代がすべて65歳を迎えたことにより」という記述を、「団塊の世代が65歳を迎えますが」という記述に変更してはどうかのご意見がございましたが、これにつきましては、団塊の世代はすでに、平成20年度後半に65歳以上に到達しておりますので、この部分の記述につきましては、現状のままご了承いただきたいと考えております。

続きまして、18ページ、少々ページが飛びますが、地域介護予防啓発事業に関する部分に、新型コロナウイルス感染防止対策について記述されているが、具体的に記述されてはいかがか。例として、保健所との連携、高齢者施設における対応、ワクチン接種の公費控除するの等々ということでございます。これについては、第2章44ページ下段半分に感染症対策への取り組みということで現状と課題、計画につきまして新たに項目を付け加えさせて頂くということで対応させて頂きたいと考えております。

4番目、22ページ「地域包括ケアシステム体制の整備」ということで地域包括ケアシステムには、医療も入っているので、医療との関係を具体的に記載頂きたい。というご指摘がございましたので、22ページに新たに表を作成しまして、連携体制について記述させて頂くという形をとらせて頂きました。

5番目、27ページ「居宅における介護の支援」コミュニティーバスや、菜の花バス、菜の花タクシー等ほどの程度の稼働率になっているのかとのご質問がありました。こちらについては、会議のレジュメの4枚目に企画財政課で作成しました運用状況の資料を添

付しておりますので、こちらをご参照頂ければと思います。この表をご覧いただき、運用について、ご要望等ありましたら担当課と協議の上、改善に努めたいと思っております。

6 番目、32 ページ「認知症高齢者の支援について」認知症に対するケアは重要と思えます。医療との連携について、もう少し具体的に記述して頂きたい。支援チームについても、病院の中のチームとの関わりなどについても具体的にしたい。北信医療圏内には3病院がありそれぞれ認知症に対する対応が異なっているかもしれませんが、市としてまとめていただくと有難い。とのご意見を頂きました。こちら第2章第3節の1-2の計画についてご指摘の点を踏まえ、記載内容を追加する形をとり見直しを行ってございます。

7 番目、35 ページ「成年後見の市長申し立て件数」について2021年以降の見込みが書いてないが、申し立てがないと考えているのかとのお質問です。こちらについては、申請は有り得ると考えておりました、そのための体制は整えてはおりますが、年1~2件程度の申し立て状況であり、全く申し立てのない年もあったため、見込としては計上していないという状況でありまして、ご了解頂きたいと思えます。

8 番目「ひとり暮らし高齢者台帳、高齢者世帯台帳数」2019年に比べ、2021年が減少しているが、根拠となる原因があるのか。とのお尋ねであります。2019年から2020年については水害の影響によって、一旦転出される方がいらっしゃいました。2021年以降は元の場所に戻ってくると見込んでおりますが、100%戻られることはないと考え、このような推計となっております。

9 番目、59 ページ「介護人材の確保について」これは前回の会議の席上、委員さんからご質問のあった事項でございまして、介護人材がどの程度不足しているかとお尋ねでございました。これについては、県と連携して推計している資料がございますので、資料の2枚めくって頂いたところに、飯山市の介護人材の充足状況に関する将来推計のデータを掲載させて頂いております。今後、40名~50名程度不足するという様なデータが出ております。併せて、前回の会議上、介護人材の確保について、市から何らかの支援策がないかというご意見を頂きました。これについては、飯山市としても、支援をできるような体制を取る様に、今後検討させて頂きたいと考えております。

その他としまして、この素案の施策全てについて評価を行うことは困難かもしれませんが、重要な施策については結果についての評価をすることが次につながるのではないかとご意見を頂いております。これにつきましては、結果の評価を行うことは有効であると考えますので、次回計画策定の際にも実施したいと考えております。

以上、前回の会議以降、委員の皆様から頂戴いたしましたご意見に対する市としての対応、考え方ということでご説明させて頂きました。

続きまして、12月24日から1月22日まで30日間行いましたパブリックコメントについての説明ですけれども、一枚おめくり頂いて、パブリックコメントの実施結果について表にまとめたものがございます。30日間パブリックコメントを実施したのですが、ご意見のあった方は、御一方のみで、件数にして8件ということで、表にまとめてございます。

まず、第1番として、案の3ページ、3行目記述は17,393人で下のグラフとの数値に

相違があるということでありました。これは、17,895人が正しい数値でしたので、訂正させて頂くということをお願い申し上げます。大変失礼いたしました。

同じく3ページのグラフの下に「データ:」として記述がございます。2045年の総人口について、記述では10,616人となっているが、グラフ上は13,049人。この数の違いは何かのご質問でございました。グラフは飯山市総合戦略の推計値を載せてありまして、下のデータの記述は推計するに当たり元となった国勢調査・社人研推計に関する説明記述になりますので、数値の相違がございます。

3番目、9ページ要介護者の実態の把握第7期事業と同数であるとの指摘でございました。確認しましたところ、前回のデータをそのまま入れてしまっていたため、これを6,255名に訂正させて頂きたいかと思えます。失礼いたしました。

そして、4番目、同じく9ページ元気高齢者の実態調査数が1.5%は少なすぎないか。前期は6.4%となっている。とのご指摘でございましたが、こちらのサンプリングの数は、長野県全体の割り当て数によるものですので、次回調査時にはサンプリング数を増やすよう努力したいと思います。

5番目、13ページ保健事業の実施につきまして、健康寿命（要介護2未満）となっておりますが、健康寿命とは医療、介護に依存しないで自分の心身で生命維持し自立した生活のできる生存期間と理解していますが、この「健康寿命（要介護2未満）」とする定義がいかがなものかというご質問かと思われそうですが、長野県国保連合会、長野県後期高齢者医療広域連合と連携して保健事業を実施しております関係上、上記団体と統一した指標を用いておりますのでご了承いただきたいと考えております。

6番目、18ページサービス利用者への支援について、要支援者が受けるサービスは、※1と※2の違いは総合事業と介護保険に分かれるが、基準は何かを明確にして欲しいというご要望がありました。こちらの方も、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの対象者や利用可能なサービスについて、表の赤字部分に新たに区分を設けて説明するという形を取らせて頂きました。

もう一枚資料おめくり頂きまして、7番目のご意見ですが、45ページの保険対象サービスの見込みということで、全体的にという意味が含まれていると思えますが、全体的に介護状態にならないよう介護予防に重点が置かれており、介護率の減に力がそそがれている。また、介護になっても在宅での介護に重点が置かれているがそれらに対する具体的な内容はどうか。ということで、45ページの居宅サービス通所介護、短期入所、地域密着型等のサービス提供の事業所が減になっている。また、介護予防居宅介護支援、介護予防福祉用具貸与等の減少は重視する内容に反しないか。というご意見でありました。こちら、申し訳なかったのですが、確認しましたところ表の表記内容に一部誤りがありましたので、こちらの方も赤字で訂正させて頂きました。これを比較して頂くと7期から8期にかけて大幅に事業者が減になっているという状況ではないと思えますのでその点ご理解いただければと思っております。

そして8番目、65ページから66ページにかけての介護保険料についてのご意見であります。介護保険料は前年度比4.2%増になっている。被保険者数が減っていること。給付費が若干増になっていることが要因と伺える。やむを得ない部分もあるが第1段階から第3段階では厳しい保険料になるのではないかと。普通徴収での未納の方が保険サービス

を受ける時 10 割負担になることを考えるとどうかと思う。軽減策がとられているので、前年度から比べると減になることは評価できるが、払える保険料であって欲しい。とのご意見であり、低所得者の方に厳しいのではないかというご意見ですが、こちらも、介護サービス費の総額などを見込み可能な限り抑制した保険料ということで、前回の会議の中でお示しした素案よりもさらに切り詰めた保険料の設定になっておりますのでその辺はご理解いただきたいかと思っております。

なお、保険料未納者の自己負担は 10 割となっておりますが、最大 4 割になりますので、その点をご説明したいかと思っております。

以上、1 2 月末から 1 月にかけてのパブリックコメントに寄せられた意見の内容とそれに対する事務局の検討内容、考えをお示しさせていただきましたので、委員の皆様のご意見を頂戴できればと思います。

会長 今、事務局から委員から寄せられたご意見、パブリックコメントに寄せられたご意見への回答を頂きましたが、委員さんの方から何かございましたらよろしく申し上げます。どんなことでも結構ですので、ご意見ございましたらどうぞ。

委員 最後に係長から説明のあった保険料の未納の方、10 割だと認識していたんですが、最大 4 割とは。その辺の説明をして頂けますか。

事務局 介護保険料の未納の方のサービス利用の負担割合ですけれども、基本最大 3 割ご負担いただくこととなっております。ただ、元々 3 割負担の自己負担になる方については 4 割負担頂くという形で今設定されております。10 割ということはございません。

委員 償還払いというのはなくなったのでしょうか。

事務局 申し訳ありません。今の説明は誤りでありまして、償還払いの方法を取っており、1 度 10 割負担して頂いたのち、窓口で 7 割若しくは 6 割を払い戻すという形になります。失礼いたしました。

会長 他に、委員さん何でも結構ですので、ありましたら。よろしいでしょうか。細かなところまで良く計画策定して頂いてありますので、委員の皆さん、もし、ご意見ないようでしたら、これで、第 8 期の介護保険事業計画の案を承認したいと思うわけですが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

会長 ありがとうございます。

それではこれで、運営協議会として、老人福祉計画、第 8 期介護保険事業計画の 2021 年から 2023 年度分までの案を承認したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、拍手でご承認をお願いします。

各委員 (拍手)

会長 ありがとうございます。それでは、今後のスケジュールについて事務局の方からお願いいたします。

事務局 では、今後のスケジュールについてですが、2月12日(金)午前11時から今回まとめて頂きました、飯山市老人福祉計画第8期介護保険事業計画につきまして、この原案を基に市長への意見具申を行うという形を取らせて頂きたいと思っておりますので、正副会長さんにご足労ですがまたよろしくお願ひしたいと思っております。

会長 今、事務局からありましたが2月12日の日足立市長さんの方へ意見具申をするということで、この協議会として、私と、本木副会長さんと市長さんに意見具申したいと思っておりますが、私たち二人にお任せいただけますか。

委員 (お願ひします。)

会長 それでは、そういうことで、よろしくお願ひします。
それではこれで、協議事項が終わりましたので、事務局にお返しします。

課長 ありがとうございます。それでは、その他ということで、介護保険運営協議会の今後の開催について事務局より説明させていただきます。

事務局 長期間にわたるご審議ありがとうございました。これをもちまして飯山市老人福祉計画第8期介護保険事業計画を策定するための会議は終了となります。
今後の予定でございますが、皆様にお願ひしている任期は令和4年の3月末までということになっております。この夏頃、7月か8月頃になると思っておりますが、介護保険運営協議会の通常の会議を開催させて頂いて、令和2年度の介護保険のまとめについてご報告させて頂きと考えております。日程が決まりましたら、また通知させていただきますので、よろしくお願ひしたいかと存じます。

課長 私どもの方から、その他については以上になります。委員の皆様方から何かご願ひありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

長時間にわたり、ご審議頂きありがとうございました。それでは、これをもちまして、飯山市第8期介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。